

国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所共同研究員規程

〔昭和40年6月5日〕
制 定

改正 平成12年5月17日 平成13年6月14日
平成16年10月14日規則第215号 平成18年11月9日規則第68号
平成22年3月11日規則第34号
令和5年1月19日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第5号
令和6年5月23日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第4号
令和7年4月17日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第11号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所（以下「研究所」という。）規程第12条第2項に基づき、共同研究員に関し必要な事項を定める。

(施設等の利用)

第2条 共同研究員は、研究所内の施設、文献、資料などを利用することができる。

(委嘱)

第3条 共同研究員は、所長が企画運営委員会の議を経てこれを委嘱する。

(研究期間及び任期)

第4条 共同研究員の研究期間及び任期は共同利用・共同研究課題において採択された研究課題の実施期間と同期間とする。また、共同研究員の任期は1課題につき3年以内とし、複数課題での兼任及び再任を妨げない。ただし、共同研究専門委員会の議を経て、研究課題の実施期間が延長された場合、共同研究員の任期も実施期間に合わせて延長するものとする。

(研究経費)

第5条 共同研究員には、別に定めるところにより、研究期間中、旅費、滞在費並びに研究に要する経費の一部を支出することができる。

(研究成果の発表)

第6条 共同研究員が、研究成果を発表するときは、研究所における共同研究であることを明示するものとする。

附 則

この規程は、昭和40年6月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年5月17日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成13年6月14日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年10月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 17 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。